

初任給調整手当の改定について

1 改定内容

(1) 支給対象の追加

獣医師（獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に採用された職員）

(2) 手当額

月額 35,000 円を上限（詳細は別表のとおり）

2 実施時期

令和 5 年 4 月 1 日

【別表】 獣医師に係る初任給調整手当

期間の区分	初任給調整手当（月額）
1年未満	35,000円
1年以上2年未満	33,000円
2年以上3年未満	31,000円
3年以上4年未満	29,000円
4年以上5年未満	27,000円
5年以上6年未満	25,000円
6年以上7年未満	23,000円
7年以上8年未満	21,000円
8年以上9年未満	19,000円
9年以上10年未満	17,000円
10年以上11年未満	14,000円
11年以上12年未満	11,000円
12年以上13年未満	8,000円
13年以上14年未満	5,000円
14年以上15年未満	2,000円